

旭川市都市機能施設誘導促進補助金交付における運用基準

(目的)

第1 旭川市都市機能施設誘導促進補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）についての運用基準を定めることで、交付要綱を補足することを目的とする。

(定義)

第2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 本補助金を活用し新築等を行う事業をいう。
- (2) 施行者 事業を施行する者をいう。
- (3) 施設建築物 事業によって整備される建物をいう。

2 前項に定めるもののほか、この基準における用語の意義は、交付要綱第2条の例による。

(補助対象建物)

第3 交付要綱第4条の規定に適合する補助対象建物で、増築又は大規模改修における既存建物部分が、当該増築又は当該大規模改修前において都市機能施設の用に供されている場合においても、都市機能の維持を目的として補助対象建物と判断する。

2 増築又は大規模改修の場合にあつては、工事により整備する部分に、都市機能施設の用に供される部分が含まれなければならない。

3 増築の場合にあつては、既存建物部分を除いて、交付要綱第4条第1項第4号の規定に適合しなければならない。

(交付決定及び事業の着手)

第4 交付要綱第8条第1項に規定する交付決定がされるまでは、事業に着手してはならない。

ただし、事業に係る契約の締結については、この限りではない。

2 事前協議を行い、かつ事業を実施する会計年度の4月末日までに交付要綱第7条に規定する交付申請があつたものについては、事業着手後であっても交付決定の効力を同年4月1日に遡及する取扱いとすることができる。

(継続事業)

第5 複数の会計年度にわたり実施される継続事業については、次のとおり定める。

- (1) 毎会計年度予算の範囲内において、当該年度の出来高に応じて補助金の額を定め、交付を決定する。
- (2) 交付要綱第15条に規定する実績報告後の出来高については、翌年度の出来高として計上する。

- (3) 会計年度ごとに事業者の支出がない場合にあっては、交付要綱第 17 条に規定する概算払いとする。

(施設建築物の維持管理)

第 6 施行者は、事業により整備される施設建築物について、次のとおり適正に管理しなければならない。

- (1) 事業の完了から 10 年以上、都市機能施設を運営して営業を行うこと。
 - (2) 事業の完了から 10 年以内に、補助金の交付目的に反しない都市機能施設の変更及び所有権の移転又は権利の設定があった場合は、報告書（様式 1）により市長に報告すること。
- 2 施設建築物の所有権の移転又は権利の設定をするときは、前項の規定を当該権利者に承継しなければならない。

附 則

この運用基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

運用基準様式 1

年 月 日

(宛先) 旭川市長

届出者 住所
氏名

報 告 書

事業により整備された施設建築物の,

- ☐ 都市機能施設の変更
☐ 所有権の移転又は権利の設定

について、次のとおり報告します。

- 1 施設建築物の名称
- 2 施設建築物の所在地
- 3 事業の完了日
- 4 都市機能施設の変更
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 5 所有権の移転又は権利の設定
 - (1) 区分
 - (2) 相手方

※都市機能施設の変更については、営業の事実を証する書類を添付すること